

令和6年度 西尾市低公害車普及促進 事業補助金

申請の手引き

1. 補助制度の概要	1
2. 受付期間	1
3. 受付場所	1
4. 対象者	1
5. 補助対象の低公害車及び補助金の額	1
6. 申請の流れ	2
7. 申請書の書き方	2
(ア) 交付申請書記入例（個人）	3
(イ) 交付申請書記入例（法人）	5
(ウ) 低公害車購入費支払済証明書記入例	8
8. よくある質問	9
9. 補助金交付要綱	10

1. 補助制度の概要

西尾市では、地球温暖化防止対策の一環として、電気自動車や燃料電池自動車などの市が定める低公害車を購入し、新車登録した方を対象に補助金を交付します。

2. 受付期間

令和6年4月1日（月）～令和7年3月25日（火）
午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日及び12月29日～1月3日を除く）
ただし、補助金の予算額がなくなったときは、その時点で受付を終了します。

3. 受付場所

環境部環境保全課（西尾市吉良町岡山大岩山65 西尾市クリーンセンター内）
電話：0563-34-8111

4. 対象者

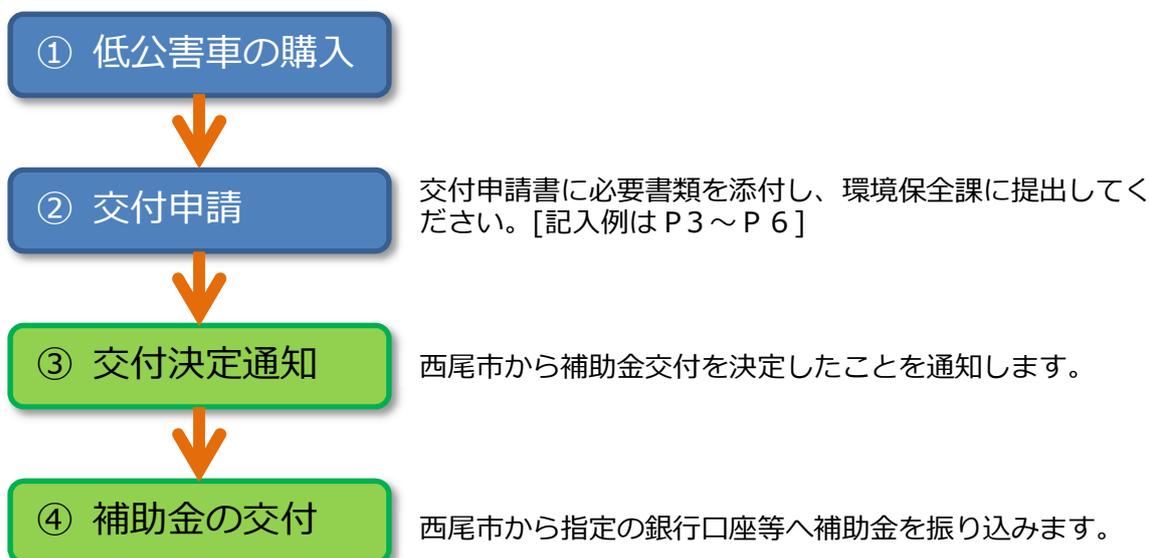
令和6年4月1日以降に市が定める低公害車を購入した（新車登録日から起算して6月以上前から引き続き市内に住所を有する）個人及び（市内に事業所等を有することを市が発行する事業証明書により確認できる）法人で、市税に滞納のない方が対象です。

5. 補助対象の低公害車及び補助金の額

下表のとおりです。なお、補助対象の低公害車の詳細については、「9. 補助金交付要綱」をご覧ください。

補助対象の低公害車	補助金の額	備考
燃料電池自動車	1台につき10万円	同一年度内の申請は1台までとします。
プラグインハイブリッド自動車	1台につき5万円	
電気自動車		

6. 申請の流れ



7. 申請書の書き方

次ページ以降の記入例を参考に記入してください。

西尾市低公害車普及促進事業補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）及び西尾市低公害車普及促進事業補助金交付申請取下届出書（様式第6号）の様式をダウンロードして使用する場合、両面印刷してご利用ください。

- 申請者本人（法人は事業所代表者）が署名したときは、押印を省略することができます。
- 誓約書及び委任状は、申請書の裏面にあります。

記入にあたっての注意事項

- 消せるボールペンを使用した申請書は受付できません。
- 修正液などを使用して、記載内容の訂正を行わないでください。なお、交付申請書については、請求書を兼ねているため、金額の訂正ができません。修正がある場合は、新たな用紙に書き直しをお願いします。
- 完納証明書や住民票の写しはクリーンセンターでは発行できません。また、使用期限を1月以内としていますので、取得の際には十分ご注意ください。
- クリーンセンターでは、有料無料を問わずコピーサービスを行っておりません。申請書類の控えが必要な場合は、あらかじめご自身でコピーをお願いします。

7. (ア) 交付申請書記入例（個人）

西尾市低公害車普及促進事業補助金交付申請書兼請求書

令和6年 5月 1日

(宛先) 西尾市長

申請者 住所・所在地 西尾市吉良町岡山大岩山 65 番地

氏名・事業所・
代表者名 西尾 太郎 (印)

電話番号 0563 — 34 — 8111

※本人又は事業所の代表者が署名したときは、押印を省略することができます。

低公害車を購入したので、西尾市低公害車普及促進事業補助金交付要綱第6条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1. 申請内容

申請額	金 50,000 円	環境保全課使用欄
低公害車の種類	<input type="checkbox"/> 燃料電池自動車 <input checked="" type="checkbox"/> プラグインハイブリッド自動車 <input type="checkbox"/> 電気自動車	
登録日	令和6年 4月15日	
車両番号	三河 300 あ 1234	

添付書類

- 低公害車購入費支払済証明書（様式第2号）
- 低公害車の自動車検査証又は標識交付証明書の写し
- 低公害車の購入に係る請求明細が確認できるもの
- 住民票の写し（個人の申請に限る。）（申請日前1月以内に発行されたもの）
（住民登録の有無について調査することに同意する場合は提出不要です。）
- 事業証明書（事業者の申請に限る。）（申請日前1月以内に発行されたもの）
（法人登録の有無について調査することに同意する場合は提出不要です。）
- 完納証明書（申請日前1月以内に発行されたもの）
（市税の納付状況を調査することに同意する場合は提出不要です。）
- その他市長が必要と認める書類

振込先（申請者名義の口座に限る。）

金融機関	〇〇	銀行	預金種目	普通・当座
		信用金庫	口座番号	1234567
		信用組合 農協 漁協	フリガナ	ニシオ タロウ
支店名	△△支店	口座名義人	西尾 太郎	

※裏面に続く

2 誓約書

私は、次のいずれにも該当する者ではありません。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。また、次に該当するかどうかの確認のため、西尾警察署長に照会がなされることに同意します。

- ① 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- ② 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- ③ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

3 同意書

私は、西尾市低公害車普及促進事業補助金交付申請に係る住民基本台帳、法人登録及び納税状況の調査を西尾市長が調査することに同意します。

氏名
法人・代表者名

西尾 太郎

令和6年5月 1日

㊟

※本人又は事業所の代表者が署名したときは、押印を省略することができます。

4 委任状

私は、西尾市低公害車普及促進事業補助金申請を行うにあたり、次の者を代理人として、手続きの権限を委任します。(業者に委任する場合は、事業者及び担当者の両方を記入してください。)

代理人	事業者	住所	西尾市山下町泡原30
		名称	〇〇自動車(株)△△支店
		代表者名	支店長 西尾 次郎
		電話番号	0563-〇〇-〇〇〇〇
	・担当者 ・同居の親族 ・その他の代理人	住所	西尾市亀沢町480
		氏名	吉良 三郎
		電話番号	090-〇〇〇〇-〇〇〇〇

市役所記入欄 (ご本人確認)	
本人 ・ 同居の家族 ・ 代理人	
氏名	
続柄	
確認方法	免許証・他 ()

7. (イ) 交付申請書記入例（法人）

西尾市低公害車普及促進事業補助金交付申請書兼請求書

令和6年 5月 1日

(宛先) 西尾市長

申請者 住所・所在地 西尾市寄住町下田 22 番地

氏名・事業所・
代表者名 〇〇株式会社
代表取締役 西尾二郎 (印)

※本人又は事業所の代表者が署名したときは、
押印を省略することができます。

電話番号 0563 — 56 — 2111

低公害車を購入したので、西尾市低公害車普及促進事業補助金交付要綱第6条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

申請額	金 100,000 円	環境保全課使用欄
低公害車の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 燃料電池自動車 <input type="checkbox"/> プラグインハイブリッド自動車 <input type="checkbox"/> 電気自動車	
登録日	令和6年 4月 15日	
車両番号	三河 300 い 5678	

添付書類

- 低公害車購入費支払済証明書（様式第2号）
- 低公害車の自動車検査証又は標識交付証明書の写し
- 低公害車の購入に係る請求明細が確認できるもの
- 住民票の写し（個人の申請に限る。）（申請日前1月以内に発行されたもの）
（住民登録の有無について調査することに同意する場合は提出不要です。）
- 事業証明書（事業者の申請に限る。）（申請日前1月以内に発行されたもの）
（法人登録の有無について調査することに同意する場合は提出不要です。）
- 完納証明書（非課税の場合は所得・課税証明書）（申請日前1月以内に発行されたもの）
（市税の納付状況を調査することに同意する場合は提出不要です。）
- その他市長が必要と認める書類

振込先（申請者名義の口座に限る。）

金融機関	△△	銀行 信用金庫	預金種目	普通 ・当座
		信用組合	口座番号	9876543
		農協 漁協	フリガナ	〇〇（カ）
支店名	□□支店	口座名義人	〇〇株式会社	

※裏面に続く

2 誓約書

私は、次のいずれにも該当する者ではありません。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。また、次に該当するかどうかの確認のため、西尾警察署長に照会がなされることに同意します。

- ① 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- ② 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- ③ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

3 同意書

私は、西尾市低公害車普及促進事業補助金交付申請に係る住民基本台帳、法人登録及び納税状況の調査を西尾市長が調査することに同意します。

氏名
法人・代表者名

〇〇株式会社 代表取締役 西尾次郎

令和6

〇〇株式会社
印
〇〇
社株

※本人又は事業所の代表者が署名したときは、押印を省略する

4 委任状

私は、西尾市低公害車普及促進事業補助金申請を行うにあたり、次の者を代理人として、手続きの権限を委任します。(業者に委任する場合は、事業者及び担当者の両方を記入してください。)

代理人	事業者	住所	西尾市山下町泡原30
		名称	〇〇自動車(株)△△支店
		代表者名	支店長 西尾 次郎
		電話番号	0563-〇〇-〇〇〇〇
・担当者 ・同居の親族 ・その他の代理人	住所	西尾市亀沢町480	
	氏名	吉良 三郎	
	電話番号	090-〇〇〇〇-〇〇〇〇	

市役所記入欄 (ご本人確認)	
本人 ・ 同居の家族 ・ 代理人	
氏名	
続柄	
確認方法	免許証・他 ()

交付申請に必要な書類

No.	書類名	備考	個人	法人	チェック欄
1	西尾市低公害車普及促進事業補助金交付申請書兼請求書	様式第1号	○	○	<input type="checkbox"/>
2	低公害車購入費支払済証明書	様式第2号 販売者による証明が必要。支払済金額欄は、No.4の請求明細の金額と一致していること。	○	○	<input type="checkbox"/>
3	低公害車の自動車検査証又は標識交付証明書の写し	新車の低公害車であることが確認できるもの。	○	○	<input type="checkbox"/>
4	低公害車の購入に係る請求明細が確認できるもの	請求書など購入費用の明細がわかるもので、No.2の支払済証明書の金額と一致していることが確認できるもの。	○	○	<input type="checkbox"/>
5	住民票の写し	申請日より1月以内のもの。 ※コピー不可 (住民登録の有無について調査することに同意する場合は提出不要です。)	○		<input type="checkbox"/>
6	事業証明書	申請日より1月以内のもの。 ※証明書の原本が必要です。 (法人登録の有無について調査することに同意する場合は提出不要です。)		○	<input type="checkbox"/>
7	西尾市税の完納証明書	申請日より1月以内のもの。 ※証明書の原本が必要です。 (市税の納付状況を調査することに同意する場合は提出不要です。)	○	○	<input type="checkbox"/>
8	西尾市低公害車普及促進事業補助金アンケート		○	○	<input type="checkbox"/>

7. (ウ) 低公害車購入費支払済証明書記入例

様式第2号 (第6条関係)

低公害車購入費支払済証明書

支払済金額	4,500,000	円
-------	-----------	---

※請求金額と一致すること

対象	西尾市低公害車普及促進事業補助金	
購入者	住所	西尾市吉良町岡山大岩山 65 番地
	氏名・法人・代表者名	西尾 太郎
	車両番号	三河 300 あ 1234

最終支払年月日	令和 6 年 4 月 15 日
---------	-----------------

上記のとおり支払済であることを証明します。

令和 6 年 5 月 1 日

(宛先) 西尾市長

所在地 西尾市一色町一色伊那跨 61 番地

名称 ○○自動車株式会社 △△支店

代表者 支店長 一色 三郎



又は

会社印

担当者 幡豆 四郎

電話 0563-72-7111

※この書類は低公害車の販売者が
記入してください。

8. よくある質問

No.	項目	内容	回答
1	補助金	補助金の予算残額を知りたい。	ホームページ上に掲載していますので、ご確認ください。
2	補助金	国の補助金を受けているが、市の補助金も対象となるか。	補助対象となります。
3	申請方法	郵送で申請書を提出したい。	申請書類に誤りがないか、添付書類に漏れがないかの確認後に受付をしますので、郵送での申請はできません。
4	対象車	ハイブリッド自動車や超小型電気自動車は対象となるか。	補助対象外です。
5	提出書類	低公害車購入費支払済証明書の代表者印はどの印鑑がいいか。	支店長等の代表者印又は会社印を押印してください。
6	その他	リース契約で登録した場合は、補助対象となるか。	補助対象外です。
7	その他	ローンによる購入の場合で、所有者が販売業者となっているが、補助対象となるか。	車検証の使用者欄が補助金の申請者となっていれば、補助対象となります。
8	その他	下取車がある場合は、低公害車購入費支払済証明書の支払済金額はどのように書けばよいか。	下取車の金額、ローンの手数料等を考慮しない金額を記入してください。

9. 補助金交付要綱

西尾市低公害車普及促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地球温暖化防止対策の一環として、低公害車の普及による温室効果ガスの削減を積極的に支援するため、低公害車の購入者に対し、予算の範囲内において交付する西尾市低公害車普及促進事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、西尾市補助金等交付規則（昭和62年西尾市規則第2号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、低公害車とは、補助金申請年度中に新車登録をし、かつ、市内を使用の本拠とする別表第1に定める自動車を用いる。ただし、既存の自動車を改造した場合は、既存の自動車が補助金申請年度中に新車登録されたものであり、改造電気自動車として自動車検査証が交付されたものに限る。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、市内に住所又は所在地を有し、かつ、低公害車の新車を自ら使用する目的（レンタル、リース、試乗等を除く。）で購入した者で、次の要件を満たすものとする。

(1) 次の要件をすべて満たす個人

ア 新車登録日から起算して6月以上前から引き続き市内に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により記録されている者

イ 市税を滞納していない者

(2) 次の要件をすべて満たす法人

ア 市内に事業所等を有することを市が発行する事業証明書により確認できる者。ただし、市長が必要と認める場合はこの限りでない。

イ 市税を滞納していない者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助の対象としない。

(1) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員と密接な関係を有する者

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表第2に定めるとおりとする。ただし、補助金を受けることができるのは、一の個人又は法人につき、1年度の間に1台までとする。

(他の補助金等との関係)

第5条 この補助金は、国、県その他の団体が交付する補助金等の受給を妨げない。ただし、他市町村における同様の趣旨による補助金等を受け、又は受ける対象車については、交付の対象としない。

(申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、当該年度の3月25日（その日が閉庁日の場合はその前の開庁日）までに、次の各号に定める書類を市長に提出しなければならない。

(1) 西尾市低公害車普及促進事業補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）

(2) 低公害車購入費支払済証明書（様式第2号）

(3) 低公害車の自動車検査証又は標識交付証明書の写し

(4) 低公害車の購入に係る請求明細が確認できるもの

(5) 住民票の写し（個人の申請に限る。）

- (6) 事業証明書（法人の申請に限る。）
- (7) 完納証明書（非課税の場合は所得・課税証明書）
- (8) その他市長が必要と認める書類

2 前項第5号から第7号までの証明書（以下この項において「証明書」という。）は、申請日前1月以内に発行されたものに限る。

3 市長は、第1項の規定による申請を先着順に受け付けるものとする。ただし、受け付けた補助金の合計額が予算の範囲を超えるときは受付を停止することができる。

（交付の決定等）

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、西尾市低公害車普及促進事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付決定にあたり、申請者に対して条件を付することができるものとする。

3 市長は、補助金を交付しない決定をしたときは、申請者に対し、速やかに西尾市低公害車普及促進事業補助金不交付決定通知書（様式第4号）により、その旨を通知するものとする。

（補助金の交付等）

第8条 市長は、前条の規定により交付を決定したときは、遅滞なく当該補助金を交付するものとする。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により交付の決定を受けたとき。
- (2) 交付の条件に違反したとき。
- (3) 振込口座が確定しないなど、必要な処理を行うことが困難な状況のとき。
- (4) その他市長が適当でないと認められたとき。

3 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、申請者に対し、速やかに西尾市低公害車普及促進事業補助金交付決定取消通知書（様式第5号）により、その旨を通知するものとする。

（交付申請の取下げ）

第9条 申請者は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、速やかに西尾市低公害車普及促進事業補助金交付申請取下届出書（様式第6号）により市長に届け出なければならない。

（補助金の返還）

第10条 市長は、第8条の規定により交付決定の取消しをした場合、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、交付した補助金の全部又は一部を市に返還させなければならない。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行し、同日以後に新規登録された低公害車に係る補助金の交付について適用する。

（有効期限）

2 市長は、令和6年度末を目途として補助事業全般に関して検討を加え、その結果に基づき、廃止を含む必要な見直し等の措置を講ずるものとする。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行し、同日以後に新規登録された低公害車に係る補助金の交付について適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年12月1日から施行し、平成27年4月1日以後に新規登録された

低公害車に係る補助金の交付について適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、同日以後に新規登録された低公害車に係る補助金の交付について適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

区分	定義
燃料電池自動車	4輪以上の検査済自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車に該当をいう。以下同じ。）であって、その自動車検査証に燃料電池車と記載されているもの
プラグインハイブリッド自動車	4輪以上の検査済自動車であって、その自動車検査証にプラグインハイブリッド車と記載されているもの。ただし燃料電池自動車に該当するものを除く
電気自動車	4輪以上の検査済自動車であって、その自動車検査証において燃料の種類が電気と記載されているもの。ただし、プラグインハイブリッド車に該当するものを除く

別表第2（第4条関係）

区分	補助金の額
燃料電池自動車	1台につき100,000円
プラグインハイブリッド自動車	1台につき50,000円
電気自動車	

【西尾市クリーンセンター案内図】



【問合せ先】

西尾市環境部環境保全課

西尾市吉良町岡山大岩山 65 番地 (西尾市クリーンセンター内)

電話 : 0563-34-8111

FAX : 0563-34-8115

E-mail : kankyo-h@city.nishio.lg.jp